

高校生等奨学給付金（私立）

令和7年度 家計急変世帯

制度の概要

三重県では、災害の影響など予期しない事象により、保護者等の収入が激減し低所得と認められる世帯を対象とし、授業料以外の教育費に必要な経費を支援するために返済不要の高校生等奨学給付金を給付します。

給付対象者

◎申請日において次の要件をすべて満たす世帯

- ・高等学校等就学支援金（高等学校等の授業料に対する支援）の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯（特別支援学校高等部及び専攻科の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。）
- ・保護者等が三重県内に居住している世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。）
- ・令和7年1月1日以降に家計が急変し、保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（専攻科は生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯又は、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯を含む）に相当すると認められる世帯。

※定年退職や自主退職、自己都合によるものは対象とはなりません。
（詳しくは申請の手引き（令和7年度家計急変世帯）をご参照ください。）

所得割合算額の見込が非課税の世帯の場合（年収見込の例）

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	2,044,000円 未満	2,216,000円 未満	2,716,000円 未満	3,216,000円 未満	3,704,000円 未満

※この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、事業所得者の場合は、営業所得を言います。

必要書類

◎申請に必要な書類は申請の手引き（令和7年度家計急変世帯）をご参照ください。

申請方法

◎上記の要件をすべて満たす世帯は、下記ホームページからダウンロードするか、各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書類等とともに各学校に提出してください。

様式等は三重県私学課 HP（<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci600005830.htm>）をご確認ください。

申請期限

◎令和7年12月26日必着

※申請書等必要書類の原本の受取日に応じて給付額が変わりますのでご注意ください。

- ・県内の学校の場合は各学校の提出期限に従ってください。
- ・申請期限を過ぎての申請は、受付いたしませんのでご了承ください。

申請書提出先

- ・県内の学校→各学校の担当者
- ・県外の学校→三重県私学課へ申請者の方が直接次の住所へ郵送してください。

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部私学課 奨学給付金担当

給付額等

※物価高騰による上乗せ給付額を含む

世 帯 種 別		給付金額
(ア) 非課税世帯 (生業扶助世帯を除く)	通信制・専攻科 以外	153,275 円 (通常給付分 152,000 円) (上乗せ給付分 1,275 円)
	通信制・専攻科	52,550 円 (通常給付分 52,100 円) (上乗せ給付分 450 円)
(イ) 道府県民税所得割及び市町村民税 所得割の合算額 105,500 円未満の世帯 ※(ア)を除く	専攻科	10,520 円 (通常給付分 10,420 円) (上乗せ給付分 100 円)
(ウ) 道府県民税所得割及び市町村民税所 得割の合算額 264,500 円未満かつ扶養す る子が 3 人以上いる世帯 ※(ア)(イ)を除く	専攻科	10,520 円 (通常給付分 10,420 円) (上乗せ給付分 100 円)

・申請のあった指定口座に、審査が完了次第、順次振り込みます。学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。

※7 月 2 日以降に家計が急変した又は申請が 8 月以降の場合は、給付額は申請を受け付けた翌月以降の月数に応じて算定しますので、上表のものと異なります。

お問合せ先

三重県環境生活部私学課 奨学給付金担当

TEL 059-224-2161 受付時間 平日 9:00~12:00 13:00~17:00

※国公立高等学校等に在籍する生徒の場合は三重県教育委員会事務局教育財務課奨学給付金担当
電話 059-224-2827 へお問い合わせください。